

高齡者福祉

平成27年10月1日(国勢調査時点)で、市内の65歳以上の高齢者は9528人。多くの人は健康で自立した生活を送っていますが、高齢者はもとより、高齢者を支える家族など支援を必要としている人もいます。みんなが暮らしやすい生活をするため、市など関係機関ではさまざまなサービスを行っています。

1

おばあちゃんが要介護5で寝たきりに。
在宅介護しているけど、毎月おむつ代の出費も思った以上に負担で...

①在宅要介護者等紙おむつ給付事業

在宅で紙おむつを必要とする要介護者などに紙おむつを給付しています。

- 対象者 在宅の要介護2～5または身体障害者1、2級(下肢または体幹)の人
※市民税非課税または均等割課税世帯対象
- 対象物 紙おむつ
- 利用料 無料(月1回1種類)

おばあちゃんがこの間、家で倒れてて。
たまたま様子を見に行ったときで、発見できたけど。次もあったらどうしよう...

②高齢者緊急通報体制等整備事業

急病や災害などの緊急時に連絡できる緊急連絡用機器を利用料無料で貸しています。

- 対象者 在宅のおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者および重度障がい者の人で、所得税が非課税の人

■問い合わせ先 健康福祉課高齢福祉係
(☎・内線1089、1097、1098)

おじいちゃんが「認知症」と診断。
最近、目を離した隙に外出して行方不明になるんです...

⑤認知症高齢者等見守り推進事業【新規】

徘徊行動が認められる認知症高齢者などの介護者が、位置情報探索システム(GPS)機能の付いた端末機を購入する場合の経費に補助します。

- 対象者 盛岡広域シルバーケアSOSネットワークシステムに登録している、在宅の認知症高齢者などの介護者



GPS端末のみでも補助が可能
(写真は靴に埋め込むタイプ)

- 対象物 GPS機能を搭載した端末機と利用開始に伴う設定費用(携帯電話などを除く。)
- 助成額 18,500円(上限)、1人につき1回限り

おじいちゃんがひとり暮らしで心配...
ごはんをきちんと食べてるかな...ガスの消し忘れて火事になったらどうしよう...

③配食サービス事業

食事づくりの困難な高齢者などに対して、栄養の取れた弁当を提供しています。併せて安否確認を行っています。

- 対象者 在宅のおおむね65歳以上の高齢者などで、食事準備の困難な状況にある人
- 委託先 社会福祉法人・一般業者
- 利用料 1食400円 週3回まで可(夕食)

④老人日常生活用具給付等事業

在宅のひとり暮らし高齢者などに対して、日常生活用具を給付します。

- 対象者 在宅のおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者で、防火などに配慮が必要な人
- 給付用具 電磁調理器、自動消火器
- 利用料 無料～一部負担(所得税課税者)

市社会福祉協議会で実施しているサービス

⑥訪問理美容サービス事業

在宅の寝たきり高齢者や重度の身体障がい者に対して、居室を訪問して理美容サービスを実施し、清潔で衛生的な生活を支援します。

- 対象者 在宅のおおむね65歳以上の要介護認定または重度身体障がい者で理美容院に出向くことが困難な人
- 利用料 無料(年4回)

⑦ふれあいいきいきサロン

地域の高齢者と住民が気軽に集まり、ふれあいを通して生きがいづくり、仲間づくりの和を広げ、地域の介護予防の拠点として閉じこもりや機能低下を防ぐことにより、身体機能の維持向上を図ります。

- ▼対象者 65歳以上の人、ボランティアなど
- ▼開設日 月1回を基本
- 問い合わせ先 同協議会(☎74・4400)

障がい者福祉

身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳の申請について紹介します。

- 問い合わせ先 地域福祉課障がい福祉係 (☎・内線1109～1112)

2

◆手帳の種類と申請

- ▼身体障害者手帳(身体障がいのある人)
身体に障がいのある人(視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓、じん臓、

肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸機能、免疫機能に障害があり、認定基準に該当する人)に、申請によって交付されます。

▼療育手帳

知的障がいのある人に、岩手県福祉総合相談センターの判定に基づき交付されます(事前にセンターでの判定が必要です)。



- ▼精神障害者保健福祉手帳
精神障がいのため、日常生活や社会生活に制約のある人に、申請に基づき交付されます。
- ただし、初診から6カ月以降でないことと手続きできません。2年ごとの更新手続きが必要です。
- ※手帳ごとに必要な書類が違います。

◆手帳による交通機関での軽減・割引制度

- ▼JR運賃
身体障がい者1種・療育手帳Aは介護者が同行する場合、5割引。本人のみの利用および身体障がい者2種・療育手帳Bの人は、片道100円を超えると、5割引
- ▼バス運賃
身体障がい者、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者：5割引
- ▼有料道路通行料金
身体障がい者および療育手帳所持者：5割引(事前申請が必要)
- ▼福祉タクシー助成事業(市単独事業)
在宅で生活しており、自
- ※申請から交付まで1～3カ月かかります。
- 【利用できる事業所】西根観光タクシー、平舘タクシー、安代観光タクシー、福祉タクシーこまどり、らくらくケアタクシー
- ※らくらくケアタクシーは、秋田県内で乗車または降車する場合に限り利用できます。
- 【助成額】1枚600円、年間最大24枚まで(1カ月経過するたびに2枚減ります)。
- ※制度ごとに、利用条件がありますので、ご相談ください。

市では、住民の皆さんが生活しやすい環境を整えるため、さまざまな事業の推進、サービスの提供を行っています。今回は、市で受けられるサービスの一部を高齢者福祉・障がい者福祉・育児の3つの分野別にご紹介します。気になる項目がある場合は、市役所までご相談ください。

育 児

■問い合わせ先 地域福祉課児童福祉係
(☎・内線1101・1108)

子どもは家庭にとっても、社会にとってもかけがえのない存在ですが、妊娠から出産、その後の子育てに係る費用負担や子育てに関する悩みなど、子どもを育てる家庭にとっては、不安は少なくありません。

市は「安心して子どもを生み育てることができる環境づくり」を目指して、さまざまな事業を行っています。ここでは育児に関して実施している事業の一部を紹介します。

3

出産祝い金の支給

出産する1年前から市内に住所を有し、養育している第2子以降の子を出産した人に対し、5万円の祝い金を支給しています。

子育て短期支援事業

保護者の疾病、出産、仕事の都合などの事由により、子どもの養育が一時的に困難となったとき、または経済的な理由により緊急的に母子の保護を要するときなどに、児童養護施設(児童福祉施設)で一定期間、養育および保護を行います。

市内に住む18歳未満の児童などが対象です。

子育て支援ヘルパー派遣事業

対象となる家庭からの申請に基づき、ヘルパーを派遣し家事援助や育児補助、病院や健診への付き添いなどを行います。

- ①母子手帳交付後の妊婦がいる家庭
- ②1歳未満の乳児がいる家庭
- ③3歳未満の2人以上の多胎の子がいる家庭
- ④3歳未満の子がいるひとり親家庭

相談員の配置

さまざまな悩みを持つ女性の相談相手となり、一緒に解決に努める婦人相談員。

全ての子どもが心身ともに健やかに成長し、幸せが守られるように、家庭や児童に関する相談を受ける家庭相談員。

それぞれを配置して、相談を受けています。

保育実施事業

市内の保育施設は、公立保育所が5カ所、私立保育園が6カ所、小規模保育園が1カ所あります。

市は保育料の軽減に努めていますが、27年度の保育料は、国の基準に対して64.6パーセントの軽減となり、県下14市で一番の軽減率となりました。

特別保育実施事業

通常保育の他に次の保育を実施しています。

- ・一時保育
- ・延長保育(午後6時以降保育)
- ・休日保育

児童遊園

児童の健康を増進し、感情豊かな心を育むことを目的に市内4カ所に設置しています。

- ①八坂②館山③共新④寺田

学童保育クラブ事業

放課後児童の健全育成のため、下校後から午後6時半まで開設。また、長期休業期間には午前8時から午後6時まで開設しています。

それぞれのクラブごとに指導員を配置しています。

つどいの広場事業

大更学童保育クラブ施設内に「たからっこ広場」、あしろ学童保育クラブ施設内に「カンガルー広場」を開設。子育てアドバイザーを配置して子育ての悩み相談や子育て支援事業を行っています。就学前の子どもであれば、家族付き添いの上、誰でも利用できます。



お気軽にご利用できます(カンガルー広場)